

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（令和8年6月11日京都市条例第 4 号）

（行財政局人事部給与課）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 4 号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第11条第5項第1号中「第12条第1項ただし書」を「第14条第1項ただし書」に改め、同項第3号中「第6条第5項各号」を「第6条第6項各号」に、「第15条第1項」を「第24条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)